

第2切替日における職務に相当する職務を定める規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

#### 鳥取県人事委員会規則第5号

##### 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第11項の規定に基づき、第2切替日(同項に規定する第2切替日をいう。以下同じ。)における職務の級が改正条例附則別表第4に規定する新級とされる職員の同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務(以下「対象職務」という。)に相当する職務を定めるものとする。

(対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務)

第2条 対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務は、職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の規定により、対象職務の属する職務の級と同じ職務の級を定められた職務とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。